

平成 27 年度外部事業評価に基づく対応方針

整理番号	事業名
68	沿岸漁業構造改善対策事業費補助金

所管部局
農林水産部水産課

所管部局の評価		外部評価結果		外部評価結果を受けての市の対応方針
評価項目	評価内容	評価の妥当性	意見・提言	
必要性	事業の市民ニーズ	高まっている	妥当	
	市の関与の妥当性	法令・条例等の根拠により関与が妥当		
成果・有効性	成果の達成状況	達成している	妥当でない	事業目的を改めて整理し、市が支援すべき事業として市民理解が得られるよう、そのあり方を再検証するとともに、資源維持・増大対策については、研究機関とも連携しながら、CPUE(単位努力量当たりの漁獲量)等による成果検証方法の導入について検討する。
	事業目的実現のための手段	現手段も有効だが他の手段も考えられる	妥当	
コスト・負担	コストの節減度	節減できている	妥当でない	資源管理は漁業にとって必要不可欠な要素であるが、特に「つくり育てる漁業」においては、その結果が漁獲量として漁業者の生活に直結するという側面もあることから、個々の事業ごとに漁業者負担の適正度を再検証し、補助率の引き下げも視野に入れながら検討する。
	将来コスト増減見込み	現在より増加する可能性がある	妥当でない	
	受益者負担の適正度	適正である	妥当でない	
執行方法	外部委託の可能性	評価対象外		
	実施方法の効率性	評価対象外		

所管部局の評価		外部評価結果		外部評価結果を受けての市の対応方針	
基本方針	当面現状維持	基本方針	改善	基本方針	改善
		○気候、あるいは海水温度の変化がある中で、前年からの踏襲ではいけない。 ○研究開発に力を入れてほしい。 ○補助金が交付されなくとも、事業を実施していけるよう努力・指導するとしている以上、現状維持とせず改善と評価すべき。 ○事業目的と成果指標を明確にする必要がある。 ○定量的指標で成果をはかるべき。 例) 事業ありと事業なしの地域を比較 ○研究機関を交えて増収・増益を目指す補助に切り替えてはどうか。		【基本方針の説明(改善等の具体的内容)および意見・提言等に対するコメント】 ○我が国の法律では、水産資源は無主物で国民すべての共有財産であるとしているが、無秩序な漁獲は資源の減少につながるため、漁業法により漁業権を設定し、持続可能な漁業の推進に向けた資源管理を行っている。 ○市としては、今後においても「つくり育てる漁業」を推進する必要があると考えている中で、関係研究機関との連携による資源動向の把握や成果指標(CPUE)の導入、負担の適正度など、市民理解が得られる施策の展開に向け必要な検討を進める。	